

移動販売車(キッチンカー)における カーニバル湘南 2023 出店規約

カーニバル湘南実行委員会は「県立都市公園等における移動販売車(キッチンカー)による臨時販売規約」に則り、以下のとおり出店規約を定めましたので遵守願います。

第1条(出店者の定義)

この規約において定義する出店者とは、車両を改造して藤沢市保健所又は2021年6月1日以降に神奈川県内の保健所の営業許可を受けた調理や販売ができる移動販売車(キッチンカー)を使用した出店者をいう

第2条(出店者の責務)

出店者は、公園で出店するにあたっては、公園の利用状況や地域特性等を十分に理解し、公園利用者が満足できる安全で安心な飲食の提供に誠意をもって取り組むことのできる衛生環境を常に整備しなければならない

第3条(出店許可)

出店者の出店基準は、次のとおりとする

- 1) 暴力団等に関係がない団体等であること
- 2) 居所不明、素行不良、その他催事等における出店者として相応しくない者は出店できない
- 3) 地元自治会、町内会、子供会、学校法人、社会福祉法人等の非営利団体又は、地元商工会議所、商工会、商店会、青年会議所、観光協会等の地域振興団体に加入していること
- 4) その他、公園の特性を踏まえ、主催者及び園長が特に出店を認めた団体等であること

第4条(出店条件)

出店者は、次の条件をすべて満たし、常に善良な精神で公園利用者に接し、円滑な運営を行わなければならない

- 1) 出店者の使用する移動販売車は、公園を管轄している藤沢市保健所又は2021年6月1日以降に神奈川県内の保健所の営業許可(調理営業、販売業等)を有していること
- 2) 食品衛生管理上及び品質安全性等において、販売に携わる者は食品衛生責任者を配置し必要な対策を講じること
- 3) 営業に使用する車両は正規の改造車で車検を有しており、不整な改造車ではないこと
- 4) 販売に使用する食材は、安全が認められている食材を使用すること
- 5) 飲食販売用容器はカーニバル湘南実行委員会指定のカトラリー(edish)を使用すること
- 6) 電気を使用する場合は、ポータブルバッテリーを持参すること(石油由来のインバーター発電機の使用は禁止とする)
- 7) 販売価格は、一般の市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと
- 8) 販売品及び出店に係る一切の責任を負うこととし、購入者に対して後日連絡が取れる体制を講じること
- 9) 火気や発電機を使用する場合は、消火器を用意すること
- 10) 公園内の移動販売車の通行は、ハザードランプを点灯し、最徐行で走行すること

- 11) 主催者又は、園長の指示に従うこと
- 12) その他、主催者が別に定める出店条件を遵守すること

第5条(出店料等)主催者は、別に定めた出店料を徴収する。

第6条(出店申請)

- 1) 出店希望者は、「出店(展)申請書」及び「出店内容・販売品目一覧表」(Googleフォーム様式1-1及び1-2)により主催者へ出店申請を行うものとする
- 2) 出店希望者が出店申請書を提出する際には、当該保健所発行の営業許可証の写しを必ず添付することとする

第7条(出店の承認)

本規約に則り、主催者及び園長が出店の諾否を判断し、承認するものとする

第8条(出店の停止)

出店者が、次の各号のいずれかに該当し又は該当する恐れがあると判明した場合には、主催者は出店者に対し、事前に通知することなく、直ちに出店を停止することができる

- 1) 出店申請書に虚偽がある場合
- 2) 公園や公園利用者に不利益を与える場合
- 3) 公園管理運営を妨げ、公園の信頼を毀損する場合
- 4) 販売品に衛生上、不適當なものがある場合
- 5) 主催者又は園長の指示に従わない場合
- 6) その他、主催者が不適當と判断する場合

第9条(出店報告書の提出)

出店の終了後、出店者は販売実績を記載した「出店報告書」(Googleフォーム様式1-3)を主催者及び園長に提出するものとする